

令和3年9月定例会会議録

令和3年豊郷町議会9月定例会は、令和3年9月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史



河合議長 皆さん、おはようございます。これより令和3年9月、第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時44分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも、特にお願いしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子君、7番、西澤博一君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より28日までの23日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和3年5月分から7月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたのでご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部事務組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりでございます。ご了承願います。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告を願います。高橋議員。

おはようございます。広報常任委員会委員長より委員会報告をさせていただきます。

議会広報常任委員会報告をいたします。

議会広報常任委員会では、6月18日に議会だより第86号の発行に向けて最初の委員会を開き、編集、発行のスケジュールや掲載記事の骨子とすることながら紙面構成などについて協議を行うとともに、ページの配分や「頑張ってます」で取り上げる題材などについて、検討を行いました。

6月29日に第2回の委員会を開催し、6月議会での予算決算、総務、文教の各委員会記事の掲載の仕方、表紙写真の題材、GIGAスクールの継続取材などについて協議を行うとともに、第86号の追跡では、子どもたちの交通安全対策をテーマに進めることを決定していきました。

7月6日に第3回の委員会を開催し、1次構成の段階として届いた資料をもとに、紙面のレイアウトや記事の表現、各コーナーで工夫できる部分はどうかななどを検討協議し、紙面の内容を整理するとともに、ページ配分などについても確定をさせていきました。

第4回の委員会は、7月20日に開催して、前回の委員会で修正など指示をした内容がイメージどおりに紙面に反映されているかなどの点検作業を行いながら、文言整理や紙面レイアウトについても最終校正を加えるなどして、発行に向けての作業を行いました。

その後、7月28日に正副委員長で構成指示をした内容が反映されているかの最終確認を行い、議会だより第86号を発行いたしました。議会だより発行に当たって、多くの皆様にご協力賜りましたこと心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

また、6月定例会での委員会報告でも触れさせていただきましたが、議会だよりをより町民の皆さんに親しんで読んでもらえる紙面にするために、皆さんの思いを聞かせてもらう必要があるということから、町民の皆さんにアンケートを実施することとし、取り組みを進めてまいりました。

5月18日の会議以降、実施方法や質問の項目、実施の時期、そして集計の仕方や集計結果の公表、方法などについて4回の会議を開き、協議を重ねながら取り組みを進めました。その結果、7月9日に各字区長様などのご協力のもとに、全世帯を対象にしてアンケートの発送をいたしました。アンケートの送付数は2,156通で、回答をいただいたのは133通、回収率は6.16%でした。回収したアンケートについては、8月25日に開催をしました委員会に

おきまして集計結果の整理作業を行ったところです。

今回のアンケートでは、実に様々なご意見が寄せられましたが、おおむね男女別、年代別にそれぞれどのような傾向が見られるかなど、一定、様子をつかむことができたように思います。

今後は、今回のアンケート結果を次回の議会だより第87号に紹介をさせてもらうとともに、今後の議会だよりにも少しでも反映できるよう努め、町民の皆様にはフィードバックしていきたいと考えております。ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。

以上、議会広報常任委員会からの報告を終わります。

河合議長

ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第38号令和2年度財政健全化判断比率について、及び日程第7、議第39号令和2年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して、町長より報告を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

改めまして、おはようございます。本日、令和3年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆さん方には平素より、本町の行政運営に対しまして格別のご高配を賜っておりますことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、まず先にお詫びを申し上げます。

議第45号契約の締結につき議決を求めることについては、先ほどの全員協議会で説明させていただいたとおり、議案を撤回させていただきます。ご迷惑をかけますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今期定例会には、令和2年度豊郷町一般会計及び各特別会計、各企業会計の歳入歳出決算認定案件6件、令和3年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計、各企業会計の補正予算案件5件、報告案件2件、同意案件4件、条例改正1件、その他1件、計19件の議案を提案させていただいております。

それでは、議第38号令和2年度財政健全化判断比率について、及び議第39号令和2年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

議第38号財政健全化判断比率のうち実質赤字比率については、一般会計等

の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、令和2年度決算は実質赤字額は生じないため数値が表れていません。

連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。令和2年度決算は赤字額及び資金不足が生じないため、数値が表れていません。

実質交際費率については、平成19年度決算から公用しており、平成30年度は0.3%、令和元年度は1.2%、令和2年度は1.5%であります。この比率は単年度だけではなく、それぞれ数値の3か年平均であります。

将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金特定財源見込額地方債現在高等に係る基準財政事業額、歳入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値が表れていません。

次に、議第39号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。水道事業及び下水道事業会計については資金不足が生じないため、数値が表れていません。

以上、報告いたします。

**河合議長**      これで報告は終わりました。

日程第8、議第40号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求める事項を議題といたします。

町長、提案理由に必要な説明を求めます。

町長。

**伊藤町長**      議第40号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町教育委員として豊郷町の教育振興にご尽力いただいております宮川至城氏が本年9月30日の任期満了をもって退任されますことから、新たに大字安食西842番地、安食真城氏、昭和40年4月2日生まれを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づいて、議会の同意を求めるものでございます。

安食氏は、昭和63年から現在に至るまで大学で勤務されています。33年という長きにわたり教育現場で学生に指導・助言を行い、LGBTQの方や障がい者に対する人権活動の支援や奨学金といった経済支援をするなど多くの学

生の相談に応じ、今日の教育現場の現状と課題に取り組まれております。

また、平成24年度には豊日中学校のPTA会長を、平成28年度からは崇徳保育園の理事に就任され、家庭と保育等地域連携に重点を置いた活動を通じ、本町の教育関連にご尽力をいただいております。

これらの経験を踏まえ、今後、豊郷町の教育行政、保育振興を進めていくためにも、ぜひとも安食氏にご尽力いただきたく教育委員に任命するものでございます。

なお、同法第5条第1項により委員の任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間であります。ご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第40号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第40号は同意することに決定されました。

日程第9、議第41号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてから日程第11、議第43号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第41号から議第43号の豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷町職員懲戒審査委員の任期満了により、引き続き、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規定第16条第5号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議第41号藤野吉忠氏、議第42号生駒英司氏、議第43号堤清司氏の以上3名を引き続いて任命するものであります。なお、経歴につきましては、別紙のとおりでございます。また、任期は本年10月1日から2年間でございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。  
議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。  
これより議第41号の討論を行います。討論はありませんか。  
議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議第41号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めること  
についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第41号は同意することに決定されました。  
これより、議第42号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議第42号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めること  
についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第42号は同意することに決定されました。  
これより、議第43号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議第43号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めること  
についてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第43号は同意することに決定されました。  
日程第12、議第44号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること  
についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第44号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご  
説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております浅居絹代氏の任期は、  
今年度12月31日をもって任期満了となります。浅居さんは今期で退任され



ることになりましたので、その後任として町内に精通し地域活動にも積極的に参加されております清水典子氏、豊郷町大字雨降野205番地、昭和28年5月4日生まれをご推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意、意見を求めるものであります。なお、任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間であります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第44号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第44号は推薦案に同意することに決定されました。

日程第13、議第46号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第46号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についての提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、豊郷町手数料徴収条例についても所用の改正が必要なため、本条例の一部を改正するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第46号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第46号は原案どおり可決されました。

日程第14、議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から日程第18、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)から議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,482万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を55億7,273万2,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金208万7,000円、地方交付税1億3,627万8,000円、分担金及び負担金16万5,000円、国庫支出金1,136万3,000円、県支出金266万9,000円、繰越金1億6,030万7,000円、諸収入906万4,000円を追加し、財産収入131万5,000円、繰入金7,894万9,000円、町債1,684万1,000円を減額するものであります。

次に、歳出では民生費1,052万7,000円、衛生費936万2,000円、商工費460万円、土木費5,099万7,000円、消防費227万3,000円、教育費449万7,000円、公債費1億6,393万8,000円を追加し、総務費2,136万6,000円を減額するものであります。

次に、議第48号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,139万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億6,567万8,000円とするものでございます。歳入では、繰越金1,507万2,000円、諸収入687万4,000円を追加し、県支出金55万5,000円を減額するものでありま

す。次に、歳出では基金積立金1,312万8,000円、諸支出金874万円を追加し、保健事業費47万7,000円を減額するものであります。

次に、議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,804万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,215万4,000円とするものでございます。歳入では、財産収入7,000円、繰入金126万円、繰越金2,678万円を追加するものであります。次に、歳出では、総務費126万円、基金積立金595万7,000円、諸支出金2,083万円を追加するものであります。

次に、議第50号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に79万円を増額し、収入総額を2億800万7,000円とし、既定の支出額に452万6,000円を増額し、支出総額を2億2,656万1,000円とするものであります。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,563万8,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額1,563万8,000円と定めるものであります。

次に、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に41万4,000円を増額し収入総額を3億5,584万4,000円とし、既定の支出額に99万3,000円を増額し支出総額を3億1,159万3,000円とするものであります。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は職員給与費1,950万1,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額1,867万7,000円と定めるものであります。

以上、議第47号から議第51号まで一括して説明いたしました。この後、担当課長から補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）の説明を行います。

歳入では、まず6ページ①追加と③廃止については、起債の目的変更でございます。②の変更につきましては、限度額を変更するものでございます。

次に、9ページ。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金208万7,000円については、説明のとおり減収補填特例交付金179万円などの交付増額のためでございます。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億3,627万8,000円については、交付税算定による増加でございます。

次に、13ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、1億3,317万8,000円の減額ということでございます。

14ページ、目4、公共施設等総合管理基金繰入金1,500万円、減債基金繰入金6,300万は追加でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億6,030万7,000円については前年度の繰越金でございます。

15ページ、款21町債、項1町債、目1臨時財政対策債1,664万1,000円につきましては、臨時財政対策債の減でございます。目3の教育費につきましては、節の組換えでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

16ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費の節14工事請負費についての273万3,000円につきましては、と場など一部買い戻した部分の水路と土地整備工事でございます。目15公共施設等総合管理基金費2,480万については減額でございます。

18ページ、款7商工費、項1商工費、目2観光費450万円は、ナノブロックの作成料として観光協会へ補助金を出すものでございます。

19ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費、節12委託料829万8,000円につきましては、設計・測量費として。14工事請負費2,571万6,000円につきましては、町道整備事業費などでございます。同ページ、項4住宅費、目2改良住宅管理費については、住宅の修繕料でございます。

22ページ、款11公債費、項1公債費、目1元金1億6,393万8,000円については、繰上償還元金でございます。

以上、説明を終わります。

河合議長 西山医療保険課長。  
医療保険課長 はい、議長。

それでは、私の方から議第48号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

まず、3ページ、第2表債務負担行為補正につきましては、令和4年度の国民健康保険の特定健診及び特定保健指導を年度当初から実施するために債務負担行為の設定をするものでございます。

続きまして、歳入6ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金55万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診のフォロー教室の方を中止したことによる減額となっております。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,507万2,000円の増額につきましては、令和2年度からの繰越しによる増額となっております。款7諸収入、項2雑入、目4保険給付費等返還金687万4,000円の増額については、令和3年2月分の保険給付費を概算により国民健康保険団体連合会に支払いを行ったため、精算による返還が生じたことによるものでございます。

続いて、歳出では7ページ、款5保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費47万7,000円の減額については、特定健診後のフォロー教室を中止し、結果を郵送としたことによる減等によるものでございます。款6基金積立金、項1基金積立金、目1運用基金積立金1,317万4,000円の増額については、令和2年度繰越金からの積立てによるものでございます。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3保険給付費等交付金償還金874万円の増額については、令和3年2月分の保険給付費の精算による返還分となっております。

続きまして、議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

歳入では5ページ、款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金7,000円の増額については、基金利子の増額分となっております。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金126万円の増額については、職員の人件費の増額に伴う増となっております。款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,678万円については、令和2年度からの繰越しによる増額となっております。

続いて歳出では6ページ、款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費126万円の増額については、時間外手当の増額によるものでございます。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付準備基金積立金595万7,000円の増額については、令和2年度繰越金からの積立てによるものであります。款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金2,083万円の増額につい

ては、令和2年度国庫支出金、県支出金及び診療報酬支払基金交付金の額の確定に伴います返還金額の増額によるものでございます。

以上です。

**河合議長** 森本上下水道課長。

**上下水道課長** それでは、議第50号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容について、ご説明をいたします。

主な内容としては、収入で人件費に係る一般会計繰入金39万4,000円と資産取得に伴う長期前受金39万6,000円です。支出では、職員の時間外手当39万4,000円及び工事等に伴う固定資産の取得に伴う減価償却費413万2,000円です。なお、長期前受金と減価償却費については、現金を伴うものではありません。

続いて、議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容について、ご説明をいたします。

主な内容としては、収入で人件費に係る一般会計繰入金41万4,000円です。支出では、職員の時間外手当41万4,000円、固定資産の取得に伴う減価償却費21万9,000円、固定資産の棄却に伴う資産減耗費36万円でございます。なお、減価償却費及び資産減耗費については、現金を伴わないものとなっております。

以上、簡単に補正予算のご説明をいたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**河合議長** これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

はい、高橋さん。

**高橋議員** それではまず、議47号の一般会計補正予算にちなみまして、質疑をさせていただきます。

16ページです。目5財産管理費の中の12鑑定委託料というのが出ていますけれども、これは、先ほどの工事請負費云々と関連があるのでしょうか。別でしょうか。教えてください。

それから、18ページです。商工費の中、款、商工費、2観光費の中の18負補交で450万円と上がっています。これの、どのような使われ方をするのか。もし人件費ならば、どのように人選を進めようとしているのかなどを教えてください。

19ページです。道路橋梁費につきまして、節の需要費また12の委託料などの、この全ての項目を詳しく教えてください。

21ページの三ツ池教育集会所施設費の中の需要費、工事請負費の項目の説

明をお願いします。

そして、戻りまして、20ページの消防費の中の備品購入費200万円上がっています。これの説明をお願いいたします。

次が、議第49号です。2ページの款、総務費、項、徴収費の中で126万円の増額は、時間外手当ということだったんですけども、どのような背景があるのでしょうか。何人分なのか、時間にして何時間に及んだのかを教えてください。

それから、これは何号でしたかね。ごめんなさい。決算の方です。決算書。ごめんなさい。補正だけでしたね。失礼いたしました。

はい、以上です。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えします。

まず、16ページ、款2総務費の5財産管理費の12委託料の鑑定委託料につきましても、高野瀬667番地の1の不動産鑑定料でございます。場所につきましては、防災サブセンターの横、ちょうど今、戸田倉庫さんが大きいところのある方に、改良住宅の方から向かっていくところに細長いヨシカワ商事さんの土地がございます。そこを購入いたしたく不動産鑑定士に出すものでございます。

以上です。

あと、すみません。20ページの款9消防費、項1消防費、3災害対策費の中の備品購入費なんですけども、これはテント10張を予定しております。

以上です。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

私の方は、18ページ、一番下の商工費、観光費の18の450万円の内容につきましては、こちら新しく観光グッズを製作するために、観光協会に補助するものです。

以上です。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 はい、議長。

高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は19ページ、道路橋梁費、需要費の修繕料なんですけども、こちらにつきましては、緊急修繕の工事、緊急で道路の修繕をするための費用が不足しておりますので、275万円の増額及び道路側溝の漏水の修繕が2か所

で、132万2,000円と53万9,000円で合わせまして461万1,000円となります。

委託料の測量設計委託料100万につきましては、こちらにつきましては、字の要望によりまして、学校道線側溝改修工事ということで、安食南のやりこの館前の改修で設計費50万円と、高野瀬宮ノ西団地横道線擁壁修繕工事、少しちょっと擁壁が傾いてきて危険な場所がございますので、その修繕をするための設計が50万円、合わせまして100万円です。

測量設計委託料社会資本の729万8,000円につきましては、こちら歌詰橋の改良の修正設計業務となっております。護岸の及び護床のブロック設計の方で約600万、その設計管理で約30万円の729万8,000円となっております。

工事請負費の字要望の110万につきましては、字要望の里道の舗装工事で、場所につきましては、三ツ池内の里道となっております。おやえさんの辺りの里道でございます。これ100万円掛ける消費税となっております。

町道路整備事業費2,384万8,000円につきましては、まず町道の役場横道線道路改良工事ということで、役場の横の道路側溝のやり替えて528万円、次に杉1号線舗装工事、中学校のグラウンドの南側の舗装、こちらは字要望ですけれども、こちらが429万円、高野瀬里1号線舗装工事ということで、油藤さんの裏の町道なんですけれども、こちらの舗装を直すのに96万8,000円、雨降野北道線舗装工事、北川農機さんから西側の道路ですけれども、こちらの舗装工事で1,089万円、雨降野秦荘線舗装工事、モードニシヤマさんから寺本石油さんまでの間ですけれども、242万円で2,384万8,000円です。交通安全施設整備事業76万8,000円につきましては、三ツ池の墓地前の道路の外側線が切れておりますので、そちらの引き延ばしの修繕です。

以上です。

河合議長

西山人権政策課長。

人権政策課長

高橋議員の質疑にお答えいたします。

人権政策課から21ページ、真ん中ら辺の三ツ池教育集会所施設費の需要費の修繕料37万9,000円でございます。集会所のといの修繕と花壇の修繕でございます。14工事請負費につきましては、集会所の南側、裏手になるんですけれども、そこを舗装してくれということで、区要望をいただいておりますので、上げさせていただきました。

以上です。



河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに。西山医療保険課長。

医療保険課長 すみません。手を挙げるのが遅くなって申し訳ございませんでした。

私の方からは、議第49号介護保険事業特別会計補正予算の6ページ、時間外手当の増額分についてですけれども、背景をとということなんですけれども、令和3年度で、令和2年度から担当していた職員が2人、介護保険におったんですけれども、2人ともちょっと人事異動で代わりまして、その分で時間外が増えているのと、人数につきましては、1人分です。

時間数につきましては、基本的には、時間数で算定の方はしておらず、今後、執行見込額から現計予算額を差し引いた必要額として126万円を計上させてもらっております。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。今村さん。

今村議員 それでは、まず議第47号、令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）につきましては、まず、10ページですね。歳入の方で。

ここで、国庫支出金が出ておりますが、その中で、款14、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金とありますが、ここは増額補正になっているんですけれども、町民の皆さんからコロナワクチンは、どういう形で、あとどういうふうに接種ができるのかと、いろいろ聞かれるんですけれども、今回、増額負担金が出てきているので、今後のワクチン接種の町の予定としては、こういった年齢に接種予定なのか。日程とか、ちょっと説明していただけますか。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ここで121万1,000円の収入、補正が出ているんですが、この地方創生臨時交付金、ここは121万ですが、町の説明ではもっとあるんですけれども、今回の121万1,000円というのは、何に対する交付金として下りてきたのか。中身について説明をお願いします。

続いて、15ページですね、次は。15ページの款21町債、項1町債、目1臨時財政対策債で、今回、臨財債が減額1,664万1,000円の減額になっている理由なんですけど、これは、地方交付税の不足分に対して、財政、収入額、需要額の差引きの中で決まってくるわけなんですけれども、今回、減額になったという具体的な理由を説明してください。

続いて、17ページです。ここの歳出の中で、目12のところの障害福祉費ですね。そこで、増額補正が行われておりますが、この中で12番委託料122万1,000円、移動支援事業委託料、またその下の19番扶助費で508万、障害児通所給付金ということで、増額、両方なっていますが、どういう概要で人数やまた支援事業の内容なんかを説明してください。

それから、先ほどの質疑にもありましたが、18ページの観光協会の観光グッズを新しく製作するための費用として450万増額補正されているんですが、これまでも観光協会ではいろんなグッズを販売されておりましたが、あのグッズの残っているのは、どんだけ今残っているのか。前回どれだけ作って、どれだけ売れたのか。そして、今回の450万がどういう中身で、どんなもので、どこに、またそのグッズの製作依頼を考えているのか。450万で、少なくない金額ですからね。だんだん売れなくなっているというのは聞いてはいたけど、一体どういうことを考えておられるのか、ちょっと構想を説明してください。

続いて、19ページです。ここの項4住宅費の中で、公営住宅管理費、修繕料428万1,000円、14番工事請負費190万5,000円、物置撤去・設置工事、目2の改良住宅管理費で修繕料365万3,000円。これについても、どういう中身なのか概要を説明してください。

続きまして、22ページですね。款11公債費、項1公債費、目1元金の繰上償還金を1億6,393万8,000円ということで、繰上償還をされると。この、今議会冒頭で、国の法律化された中で、財政健全化比率は毎年9月議会で報告しなきゃいけないということになりまして、そういった中で、将来負担比率の状況ということで、担当課で計算をいただきました。これは、将来負担額に対して、充当可能財源等が上回っている場合は、豊郷の場合、上回っているんです。ですから、ここの町の財政健全化比率には斜線を引いてありますが、具体的に言いますと、将来負担比率は、令和2年度でマイナス55.2%、これは、将来、払わなきゃいけない金に対して、それに資金として充てる金がどんだけあるかということで、プラス55.2%あると。これは、そういう計算式があります。そういう計算でなっておりますが、これに大きく関わってくるのが、この公債費、借金返しね、ローン返しの関係ですが、今回の繰上償還元金は、何の繰上償還元金として出ているのか。また、今後の見とおしとして、今日は、今回は、実質公債比率が3か年平均なので、1.5という少ない数字でしたが、来年は上がると思うんです。庁舎の借入れやいろいろ、歌詰橋もややこしい話ですし。

こうした中で、町の健全な町財政、これは普通会計関係ですけど、に対して、この起債償還、公債費の繰上償還は今後、どういう見とおしでやろうとしているのか、説明をしてください。

続きまして、議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ここでは、6ページ、歳出のところ、令和2年度はコロナ感染のこういったいろんな中で、介護給付費が非常に抑制された。そういった中で、剰余金がいっぱい出たというのは、受けてない人も多いですし、事業自体がうまくいかなかったのもありますし、それは、当然のことなんです。この歳出の方で、款5償還金及び還付加算金というところで、確定金額に対して、県の支出金返還金、国庫支出金返還金というのが上がっておりますが、これは令和2年度の確定の金額に対して、給付費に関して計算したところの、これは返還金になるのでしょうか。それと、もう令和3年度も半年ぐらい、だんだん近づいてきましたが、今年の動向は、また今、県非常事態宣言発令中ですが、介護給付費の動向はどうなっているのか、それも説明をしてください。

続いて、議第50号令和3年度水道事業会計補正予算と議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算のところ、説明してほしいんですが、財政健全化の関係でいきますと、水道会計または下水道会計については、資金不足率がマイナスやということで両方とも所見すべき事項はないと。斜線が引いてあるんですが、この資金不足比率というのは、計算上はマイナスが出てくるはずなんですけれども、その資金不足比率の両会計のマイナス何%になったかということ、その説明をしてください。

以上です。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 はい。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の、15ページ、款21町債の1臨時財政対策債の減った理由についてでございます。

まず、主な理由につきましては、令和3年度の交付税の算定によって、9ページにもありますように、1億3,627万8,000円の交付税が増えております。その増えた理由につきましては、基準財政需要額で消防費が14.9%、小学校の学校数で6%、中学校の生徒数で6.5%、中学校の学校数で6.6%、地域人口比、人口の9%増、あと地域デジタル社会推進費が2,236万5,000円増えているために、臨時財政対策債も減になるということになっ

ております。

次に、22ページ。款11公債費の項1公債費の繰上償還の見とおしなどについてなんですけども、まず、どの部分を償還していくかと言いますと、28年度の緊急防災・減災対策債、借り入れている1億4,775万円、28年度緊急防災・減災事業債37万5,000円、28年度の防災対策事業債181万2,500円、30年度公共施設等適正管理推進事業債1,400万円の償還をいたします。あと、令和2年度の決算書の中でも、元金なんですけども、2億7,446万6,000円の償還を行っております。見通しなんですけども、数年前から償還金については、公債費については増額をしていき、順次返還を行っておりますので、今後も、このような形で償還金を増やして行って、財政を安定的に回していきたいと考えております。

以上です。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、私の方から、議第47号一般会計補正予算の歳入の10ページ、今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担の、ワクチン接種の今後の予定ということなんですけれども、今後の予定につきましては、10月の上旬で2回目の集団接種の終了をもって、町としての集団接種は終了する予定をしております。

対象年齢につきましては、7月14日から全ての一般の方の接種の予約を開始の方をしておりますので、特に対象年齢の方は区切っておりませんので、薬事承認がなされている12歳以上の全町民さんを対象に接種の方をすすめております。

一般会計については、以上です。

議第49号で、介護保険事業特別会計補正予算の6ページの諸支出金の給付費の動向と返還金の確定の年度ということで、ご質問、ご質疑だったと思いますけれども、こちらにつきましては、令和2年度分の確定分の返還金というふうになっております。

令和3年度の動向についてなんですけども、現時点では、計画よりも給付はかなり下回った推移の方をしており、こちらにつきましては、当然、新型コロナウイルスの影響の方がかなり大きいのかなというふうには思っていますけども、幸い5月の末から65歳以上の方のワクチンの接種の方は順調に接種の方も、7月末をもって希望者全てには接種の方も終わりましたし、介護従事者の方のワクチン接種につきましても、順調に、よその市町の状況もあろうかと思

いますけども、うちの町については、順次接種の方が進めることができているので、今後、利用の方はもう少し延びていこうかなというふうには考えております。ただ、デルタであったり、ラムダであったり、ミューであったり、新しい変異株の方の動向等も踏まえて、給付についてはどうなるかというのは、今のところかなり不透明な状況であることには間違いないので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**河合議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えをします。

私の方は10ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金の1総務費国庫補助金についてです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、121万1,000円ということで、これにつきましては、昨年もあったんですけども、国庫補助金補助事業の地方負担分に対する交付金ということで、この交付金が来たからといって、町で何かをするというわけではなくて、国庫補助金事業に対する補助金です。

それで、内訳としましては、学校の感染症対策のための補助金がありまして、その関係で120万円、それから、後期高齢関係で11万円ということになっており、ごめんなさい、1万1,000ですね。1万1,000円ということです。

以上です。

**河合議長** 森ちあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方からは17ページの3、1、12障害福祉費、12委託料の移動支援事業委託料の方ですが、サービスの利用の増加による増額ということで、現在の利用者につきましては、18人となっております。

その次の扶助費、障害児通所給付費ですが、こちらの方もサービスの利用の増加ということで増額をさせていただいております。現在の利用については、17人です。

以上です。

**河合議長** 山田産業振興課長。

**産業振興課長** 今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方は18ページの商工費、商工費、観光費の負補交について、450万でどういうものかということなんですけども、はじめに観光協会のグッズの残

数等につきましては、毎月観光協会の方で棚卸しをしておりますので、この数字につきましては、また、予算決算常任委員会の方で報告させていただきたいと思っております。

そして、この450万円の内容についてですけれども、こちらの方、旧豊郷小学校をモチーフにしたナノブロックの製作を考えております。

以上です。

**河合議長** 西山人権政策課長。

**人権政策課長** 今村議員の質疑にお答えいたします。

人権政策課からは19ページでございます。公営住宅管理費、需要費の修繕料でございます。修繕料428万円でございますが、予算見込額645万5,190円から残予算を引かさせてもらった分の不足分でございます。

14工事請負費190万5,000円でございます。これについては、大溝団地の物置の撤去及び設置に関する部分の費用でございます。改良住宅管理費、需要費、修繕料でございますが、これも予算見込額644万7,000円に対しまして、残予算279万4,000円でございます。不足分の補正でございます。

以上です。

**河合議長** 森本上下水道課長。

**上下水道課長** それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

1点だけ、資金不足比率については、考え方として公営企業会計側ではなくて、財政側の考え方になります。そういったことで、今回の議案についても、上下水道課で上程したものではないというのを前提にお聞きをいただきたいと思っております。

それでは、水道と下水道の資金の関係についてですけれども、これについては決算にかかわるものとなりまして、考え方として、公営企業会計側での資金と言われるものは、預金や起債、国庫補助金などというものがあるんですけども、これに対しての不足額がどんだけ生じるかというのは、決算書において示すことになっております。その不足額がどのぐらいになるかと言いますと、今回、上げさせていただきました決算書の方になってきますけれども、その資本的収支の収益に対して資本の支出の額の差額分については、補てんを財源をする。というのは、これは4条予算といわれるものなんですが、資本的収支については、固定資産との構築物を構成するための財源になってまいります。一方で、収益的収支の方につきましては、これが営業活動といわれるものでございまして、その中でその公営企業が年間を通して成績として損益計算書に上げてきます黒字なのか、赤字なのかというところをみてくることになります。

そういった考えから、現在のところ、不足比率額については、担当課では計算しておりませんが、昨年度、計算したことから言いますと、水道と下水道についてはマイナス400から900の間という結果だったというふうに思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 議第47号令和3年度一般会計補正予算で、先ほどの答弁の中で、公営住宅の修繕料、それから改良住宅の修繕料、物置撤去の答弁は私が聞きたいこととは数字上のことしか、おっしゃらなかったけど、概要、内訳を教えてください、説明してくれということです。増額しているんやから、予算よりも増やしたわけやから、その原因となる根拠をちゃんと説明してほしいということを申し上げたところです。だから、ちゃんと答弁してください。

続いて、この企業会計の財政の方でこの比率とかそういうのが、これ、普通会計上、それから企業会計上全部計算しなきゃいけないことになってますので、報告はありましたが、令和2年度の水道ならびに下水道の資金不足比率、マイナス幾らなのか、正確な数字を財政課の方から説明してください。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 資金不足比率については、ちょっと今、手持ちに資料がございませんので、委員会のときに報告させていただきます。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

公営住宅につきまして、修繕料でございますが、主にでございますが、給湯器の修繕、建具等の修繕と空き家の修繕でございます。改良住宅につきましては、シロアリの修繕、浴室修繕が4件、トイレ修繕6件、漏水による内装の修繕が2件でございます。

大溝団地の物置撤去・設置工事につきましては、撤去につきましては、1件当たり5万2,000円、設置につきましては、1件当たり22万円、7件の工事費をみております。

以上です。

河合議長 再々質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 はい。ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第47号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を予算決算常任委員会に、議第48号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第49号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第50号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）及び議第51号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第47号は予算決算常任委員会に、議第48号、議第49号を文教民生常任委員会に、議第50号、議第51号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

日程第19、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24、議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。町長。

伊藤町長 それでは、議第52号から議第57号までの、令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び令和2年度豊郷町下水道事業会計決算の認定を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定を求めることについては、別冊のとおりであり、地方自治法第233条、第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております。令和2年度決算概要ならびに令和2年度主要施策の概要により説明にかえさせていただきます。

この後、担当課長から補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

河合議長 小西直美会計管理者。

会計管理者 私からは、議第52号から議第55号までの、令和2年度豊郷町一般会計な



らびに各特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。5ページ上段をご覧ください。歳入合計、収入済額は61億3,504万837円となり、前年度と比較して9億5,050万3,715円、18.33%の増でございます。

6ページ下段、歳出合計、支出済額は58億7,366万2,484円となり、前年度と比較して8億2,380万9,626円、16.3%の増。歳入歳出差引残額は2億6,137万8,353円となりました。

続いて、81ページ下段をご覧ください。実質収支に関する調書について。令和3年度へ繰り越した一般財源は2億6,137万8,353円、翌年度に繰り越した事業に要する財源6,107万1,000円を差し引きますと、実質収支は2億30万7,353円となりました。

それでは、歳入決算についてご説明申し上げます。なお、増減を申し上げる際には、1,000円単位でご説明申し上げます。

5ページ上段、歳入合計欄について、収入すべき額である調定額が64億3,784万7,915円で、これに対する収入済額が61億3,504万837円、不納欠損額は128万8,095円、収入未済額は3億151万8,983円でございます。歳入総額に占める割合では、地方交付税、次いで国庫支出金で全体の45.3%を占め、続いて町税繰入金、寄付金、町債の順となっております。

では、8ページ以降の事故別明細書により、前年度と比較して大きく変動のあった科目についてご説明申し上げます。款1町税の収入済額は、9億6,721万4,403円で、前年度と比較して1,878万9,000円、1.90%の減収となりました。項1町民税、個人・法人を合わせました現年度調定額は3億4,342万4,700円で、前年度と比較して個人町民税では課税所得の減により880万1,000円、2.98%の減、法人住民税は減収となった法人の影響等により1,047万4,000円、15.47%の減となりました。また、新型コロナウイルス感染症の支援策として税金の徴収猶予の申請を受けたことに伴い、法人税の収入未済額が増加しております。

項2固定資産税現年度調定額は5億3,364万9,700円で、前年度と比較して1,180万4,000円、2.26%の増となりました。家屋で新築住宅の増加等によるものでございます。

項3軽自動車税は、申請率対象車両の増加と環境性能割が追加されたことにより前年度より増収となりました。項4たばこ税は販売数の減少に伴い前年度

より減収となりました。

10 ページ上段、款6 法人事業税交付金は、令和2年度から地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴い、法人住民税の法人割の減収補てん措置として、県から事業税の一部を交付されたことにより、前年度と比較して増収となりました。

款7 地方消費税交付金は、前年度と比較して2,759万2,000円の増収となり、款9 地方特例交付金は1,749万1,000円の減収であります。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行され、初年度に限り、本交付金より交付を受けておりましたが、令和2年度以降は、地方交付税の普通交付税で減収分を補填措置されたことに伴い減収となっております。

款10 地方交付税は14億5,024万2,000円で、前年度と比較して、6,348万3,000円の増収となりました。

11 ページ上段、款12 分担金、負担金では、前年度と比較して9,892万6,000円の減、款13 使用料及び手数料については、884万4,000円の減となっております。主に、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、一部保護者負担がなくなったためでございます。

14 ページ上段、款14 国庫支出金は13億3,020万2,728円で、前年度と比較して9億4,732万5,000円の増収となりました。主に、下段の項2 国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ならびに子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金によるものでございます。

21 ページ上段、款17 寄附金3億9,597万3,370円のうち、ふるさと応援寄附金3億8,687万7,300円は、前年度と比較して4,895件の増で4,623万3,000円の増となりました。

款18 繰入金7億8,084万8,669円は、基金からの繰り入れによるものです。主なものは、ふるさと応援寄附基金繰入金であり、小中学校の給食事業、福祉医療助成事業等の財源として繰り入れました。

22 ページ上段、款20 諸収入は前年度と比較して、3,914万3,000円の増の2億3,611万2,312円でございます。主なものとしまして、24 ページ下段、節2 総務費雑入で、コミュニティ助成事業に伴う受入金2,020万円、25 ページ上段、節3 民生費雑入、施設型給付費代理受領分8,275万2,054円、昨年度比2,281万2,000円の増は、幼児教育・保育の無償化の影響ならびに人件費の増によるものであります。また、滋賀県後期高齢者広域連合からの保険者努力制度交付金649万8,000円でございます。

26 ページ下段、款21町債は3億1,318万7,000円で、前年度と比較して1億2,012万1,000円の減となりました。27 ページ上段、目2土木債、節1公共事業債については、歌詰橋補強・補修、歩道橋設置工事等、令和3年度に繰り越しました関係で0円となり、前年度と比較して減額となりましたが、その他の調査においては増額となっております。

これで、歳入決算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。

6 ページ下段をご覧ください。歳出合計、支出済額が58億7,366万2,484円、翌年度繰越額は3億630万2,000円、不用額は3億8,053万6,916円でございます。目的別に見ますと、歳出総額に占める割合は総務費が最も高く、続いて民生費、教育費の順となっております。

それでは、歳出決算について、28 ページからの事項別明細書よりご説明申し上げます。

29 ページ上段、款2総務費は23億2,164万6,400円で、前年度と比較して6億8,447万8,000円の増となりました。項1総務管理費、目1一般管理費では30 ページ下段、節19負担金補助及び交付金であります。新型コロナウイルス感染症に伴い支給を行いました特別定額給付金、特別定額給付金の上乗せ給付金ならびに新しい生活支援、地域経済対策給付金事業に8億8,102万円を支出いたしました。

32 ページ上段、目5財産管理費、節15工事請負費2億6,118万3,996円については、役場庁舎建替整備工事、令和元年度からの債務負担行為であります令和2年度分の支払いとして、2億5,146万円、その他、電話配線工事等に支出しております。

33 ページ下段、目10地域づくり推進事業費、ページ上段、節19では、コミュニティセンター助成事業、個性輝く自治活動事業補助金を支出しております。37 ページ上段、項3戸籍住民基本台帳費、節13委託料ですが、デジタル手続法ならびに戸籍法の改正に伴いシステム改修費484万3,000円を支出いたしました。

39 ページ上段、款3民生費は14億1,069万5,583円で、前年度と比較して1億141万5,000円の増となりました。項1社会福祉費は9億1,270万3,166円で、前年度と比較して4,662万5,000円の増となりました。

主なものとしまして、44 ページ下段、目12障害福祉費、節13第6期障害福祉計画及び第2期障害児童福祉計画策定業務委託料332万3,000

円。45ページ下段、節19新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害者支援給付666万円を支出いたしました。また、節20、次ページ上段、介護給付費、訓練等給付費2億71万6,228円、障害児通所給付費3,045万848円を支出いたしました。項2児童福祉費では4億9,799万2,417円で、前年度と比較して5,478万9,000円の増となりました。

主なものとしまして、47ページ下段、目2児童措置費、節19、次ページ上段、新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世帯への臨時特別給付金ならびにシステム改修費など事務費分1,284万7,511円。49ページ、目4児童館費、令和元年度からの繰越明許費で三ツ池児童館屋根改修工事713万7,900円を支出しています。

50ページ上段、款4衛生費は4億5,729万9,373円で、前年度と比較して1億2,116万3,000円の増となりました。51ページ下段、項1保健衛生費では、目2予防費、節13委託料の予防接種事業では、令和2年10月からロタウイルスワクチンを定期接種として実施し、また新型コロナウイルス感染対策として、高齢者インフルエンザ予防接種費用を全額負担いたしました。また、52ページ下段、節19では、インフルエンザ蔓延防止重症化を予防するとともに、経済的負担を軽減するために、妊婦ならびに生後6か月から中学校3年生までの児童に係るインフルエンザ予防接種の助成を実施いたしました。

54ページ下段、項2清掃費、目2じんあい処理費、節12役務費では、令和2年度から開始しました布団、カーペット類、畳、スプリング入りマットレスの処分に伴い132万2,000円の増、次ページ上段、節19では、湖東広域衛生管理組合の分担金314万4,000円、彦根愛知犬上広域行政組合の負担金537万3,000円の増となりました。また、項3水道事業費、節28繰出金については、安全対策事業ならびに新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の経費分の繰出金8,375万4,000円の増となりました。

58ページ下段、款7商工費では3,021万7,860円で、前年度と比較して609万3,000円の増となりました。目1商工振興費では、新型コロナウイルス感染症に伴い中小企業、個人事業主に対し、822万円、助成金の支給を行いました。

59ページ下段、款8土木費3億6,317万6,112円で、前年度と比較して2億4,654万4,000円の減となりました。61ページ上段、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費では、節15工事請負費では、令和元年度からの繰越明許費で交通安全施設整備工事等5,355万円を支出しました。

63 ページ下段、款9 消防費は1 億6,606 万1,891 円で、前年度比2,307 万2,000 円の増となりました。主なものとして、64 ページ上段、目2 非常備消防費、節18 消防車、消防団員用の防火衣等の購入に係るものであります。目3 災害対策費では、防災マップの更新業務委託料ならびに指定避難所であります豊郷小学校に、備蓄倉庫を設置いたしました。

下段、款10 教育費は7 億476 万3,301 円で、前年度から9,563 万8,000 円の増となりました。主なものとして、GIGA スクール構想事業として7,886 万1,000 円を支出しています。小中学校の児童・生徒に1 人1 台のパソコンを配備し、インターネット無線Wi-Fi 等通信ネットワークの構築を図りました。66 ページ上段、項1 教育総務費、目3 教育振興費では次ページ上段、節18 備品購入費で小中学校にICT の環境整備として、サイバー機器などの一部を更新し、618 万4,200 円を支出いたしました。

74 ページ下段、項3 中学校費、目3 学校整備費では、通級指導教室の改造工事を実施し986 万7,000 円を支出しました。79 ページ下段、項6 保健体育費では、令和元年度からの繰越明許費でスポーツ推進計画の策定を行い、計画策定の委託料として80 ページ上段、219 万3,400 円を支出しました。

また、目2 スポーツ公園施設費では、豊郷スポーツ公園内の樹木せん定工事ならびに公園配水工事管理業務委託ならびに工事共用費で605 万3,300 円を支出いたしました。

81 ページ上段、款11 公債費は前年度と比較して6,294 万6,000 円増の2 億8,844 万9,235 円で、財政調整基金を取り崩し償還元金6,298 万9,759 円を繰上償還いたしました。

最後に、81 ページからの付属資料について、ご説明申し上げます。

実質収支に関する調書は、先にご説明申し上げましたので省略させていただきますが、82 ページ上段の財産に関する調書では、公有財産の土地及び建物につきまして、実績に合わせて調整いたしました。下段、物件ならびに収支による権利につきましては、前年度と変わりございません。83 ページ上段は、基金の保管状況についてであります。下段、物品につきましては、100 万円以上の重要物品について、実績に合わせて調整いたしました。84 ページ上段の債権に関する調書につきましても、実績に合わせて調整いたしました。

以上、令和2 年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

引き続き、次に、議第53 号、令和2 年度豊郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

87ページ上段をお願いします。歳入合計、収入済額は8億5,769万966円、前年度と比較して366万6,554円の増。88ページ上段、歳出合計支出済額は8億4,259万6,893円で、前年度と比較して778万5,196円の減となり、歳入歳出差引総額は1,509万4,073円となり、98ページの下段、実質収支額も増額となっております。

戻りまして、89ページの事項別明細書の歳入決算からご説明申し上げます。

款1国民健康保険税は、1億4,696万6,382円の収入となり、収納率は現年度分で95.82%となりました。

90ページ上段、款3国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、オンライン資格確認等のシステム等の整備事業に係る補助金ならびに災害臨時特例補助金として、新型コロナウイルス感染症対応等で減免措置分として収入がございました。

下段、款4県支出金は6億1,258万6,596円で、歳入全体の71.42%となっております。91ページ上段、款6繰入金の主なものとしまして、一般会計を通じて国、県から収入した保険税の軽減分や保険者支援分、町負担分を繰り入れました。

続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。

93ページ下段、款1総務費は2,436万1,941円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費でございます。94ページ下段、款2保険給付費は5億9,890万1,677円で、前年度と比較して51万3,000円の減となりました。

96ページ下段、款3国民健康保険事業納付金1億9,924万1,711円は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金を滋賀県に支出したものでございます。97ページ上段、款5保険事業費1,250万1,550円は、人間ドックのドック補助負担金、特定検診及び特定保健指導業務等に係る健康指導や疾病の早期発見など、健康づくりに取り組んだ経費でございます。

下段、款7諸支出金、431万624円は県支出金が過年度で超過交付となった分の返還金と、過年度分の国保税還付金でございます。新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免に係る過年度還付金も含まれております。

99ページ上段、財産に関する調書について、国民健康保険運用基金に199万9,300円を積み立て、決算年度末減債高は5,577万2,291円となりました。

以上、令和2年度国民健康保険事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

102ページ上段をお願いいたします。歳入合計、収入済額は7億701万6,118円、前年度と比較して380万4,038円の増、103ページ上段、歳出合計、支出済額は6億7,987万3,975円で、前年度と比較して388万4,314円の減となり、歳入歳出差引総額は2,714万2,143円となります。115ページの下段、実質収支額も同額となっております。

104ページ、事項別明細書の歳入決算からご説明申し上げます。

款1保険料は1億4,195万8,206円の収入となり、収納率は現年度分で99.61%となりました。款3国庫支出金は、1億5,366万7,997円のうち国庫負担金1億1,626万5,100円は、介護給付費の施設分15%及びその他分20%相当額を収入し、国庫補助金3,740万2,897円は、調整交付金、地域支援事業交付金などが主なものでございます。106ページ上段、目8介護保険災害等臨時特例補助金については、新型コロナウイルス感染症による介護保険料の免除に対する補助金であります。

款4支払基金交付金1億6,478万794円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料を、社会保険診療報酬支払基金を通じて収入したもので、介護給付費の27%相当額でございます。

款5県支出金9,848万8,504円のうち、県負担金は介護給付費の施設分17.5%及びその他分12.5%相当額の9,693万7,500円を、県補助金は153万6,884円を受け入れたものでございます。

107ページ上段、款7繰入金1億2,864万3,870円は一般会計繰入金として、介護給付費の12.5%分と事業に要する事務費などを繰り入れしました。下段、目5低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和元年10月に施行された消費税率引上げに伴い、第1段階から第3段階までの介護保険料を軽減したことに対して、国などからの補助金を繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。

108ページ下段、款1総務費では、豊郷町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定を行い、305万8,000円を支出いたしました。

110ページ上段、款2保険給付費6億181万8,899円のうち、項1介護サービス等諸費は要介護認定者に対する給付費として、5億5,307万6,352円を、また111ページ上段、項2介護予防サービス等諸費は、要支援認定者に対する給付費519万2,688円を支出したものでございます。112ページ上段、項4高額介護サービス等費1,413万1,341円は1

か月の利用者負担額が一定の額を超えた分に対し支給したものでございます。  
項6 特定入所者介護サービス等費2,701万8,145円は、施設に入所している低所得の方の食費、居住費、1日当たりの利用者負担額が一定の額を超えた分に対し支給したものでございます。

113 ページ上段、款3 地域支援事業費616万4,151円は、高齢者を対象とした介護予防、日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営及び包括的支援事業などによるものです。

114 ページ下段、款5 諸支出金、次ページ上段、目償還金959万3,457円は、国、県ならびに診療報酬支払基金の過年度超過交付分の返還金として支出したものです。款6 公債費385万9,000円は、平成27年度、28年度借入分の令和2年度償還分を県に支出したものです。

また、116 ページ上段、財産に関する調書について。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は1,468万7,056円を積み立て、2,534万4,968円でございます。

以上、令和2年度介護保険事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

118 ページ、歳入合計、収入済額、119 ページ上段、歳出合計、支出済額は、いずれも7,187万1,616円、前年度と比較して646万3,662円の増となりました。

それでは、120 ページ下段、事項別明細書の歳入決算からご説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料は4,792万8,693円の収入となり、収納率は現年度分99.94%となりました。121 ページ上段、款3 繰入金は、一般会計から後期高齢者医療事業に要する事務費分と、広域連合の保険財政の安定を図るため、国、県、町の負担金として2,363万5,792円を繰り入れたものでございます。下段、款7 国庫支出金は、後期高齢者医療制度見直し等システム改修対応業務に係る補助金でございます。

続きまして、歳出決算のご説明を申し上げます。

122 ページ下段、款1 総務費は、後期高齢者医療事業の適用、保険料の徴収に要する人件費を含む事務的経費として、680万3,289円を支出いたしました。款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして、6,497万8,957円を広域



連合へ納付したものでございます。123ページ上段、款3諸支出金8万9,370円は、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免に係る過年度還付金が含まれております。

以上、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第52号から議第55号までの4議案につきましの提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

河合議長 5分間、暫時休憩いたします。再開45分。  
(午前11時40分 休憩)

---

(午前11時46分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。  
森本上下水道課長。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本課長。

上下水道課長 それでは、議第56号令和2年度豊郷町水道事業会計決算認定について、ご説明をいたします。

豊郷町水道事業会計の令和2年度決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

それでは、水道事業会計の決算概要について、ご説明いたします。

まず決算書13ページをお願いいたします。

令和2年度水道事業会計の経営状況は、一般用、営業用、観光所用などを合わせて2,459件、6,686人の方々に給水を行い、総配水量は85万7,216立方メートルとなり、令和元年度との増減では、給水戸数は13戸増え、給水人口は7人減少しました。総配水量は9,437立方メートルの減となり、湧水量は約4.13%増加をいたしております。

建設改良費につきましては、15ページをご覧いただきたいと思っております。

15ページ記載のとおり、南部浄水場耐震補強工事及び緊急遮断弁設置工事として、南部浄水場配水池842.5立方メートルの配水池内面補強工事及び屋上補強工事を行い、併せて緊急遮断弁設置工事を行いました。地震時には、配水池において水の確保ができるようになりました。また、北部浄水場から豊栄のさと、北に位置する道路までの配水管布設替工事418.7メートルの耐震管化を行い、水の安定供給を図るための布設更新や高野瀬地区配水管布設替53.4メートル、消火栓1機の移設工事ならびに令和元年度に実施をいたし

ました国道8号線布設替工事に伴います舗装本復旧工事などを行いました。

ページ、戻りますけども、決算書1ページをお願いいたします。

経営状況は、水道事業収益1億9,949万3,130円に対し、費用は2億2,741万8,321円となり、2ページ、資本的収支につきましては、収入額1億5,660万8,699円、支出額2億2,836万3,042円で不足額7,175万4,343円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

営業収益では、前年度と比較しますと1,104万288円の減収となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症対応に係る基本的使用料の減免が影響したものでございます。減免による減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を一般会計から補助金として受けております。

資本的支出については、前年度と比較し約1億7万769円の増となりましたが、これは施設の耐震化や更新工事などの費用増によるものでございます。

決算書3ページをお願いいたします。損益計算書では、当年度純損失2,746万5,927円の、いわゆる赤字となりました。

決算書18ページをお願いいたします。企業債の概要につきましては、令和元年度末におきまして10億6,585万2,060円となっておりましたが、企業債残高に対しまして、令和2年度において9,005万5,224円を償還し、新たに3,680万円を借り入れた結果、令和2年度末残高は10億1,259万6,836円となりました。

決算書6ページをお願いいたします。貸借対照表では、水道事業の総資産額は18億2,312万3,498円、起債合計16億3,550万4,159円で、資本合計は1億8,761万9,339円となり、起債資本合計18億2,312万3,498円で貸借の対象となっております。

続いて、議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてご説明をいたします。

下水道事業会計の令和2年度決算の認定につきましては、先ほど同様地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

はじめに、決算書15ページをお願いいたします。

まず、令和2年度下水道事業会計の経営状況は、処理区域内人口7,310人に対して、水洗化人口6,654人、処理水量は87万427立方メートルとなり、令和元年度との増減では、約1万4,961立方メートル増加し、水洗化人口は48人増加しました。総処理水量は約1万350立方メートルの増となり、有収率、水洗化率ともに約1%の増加となっております。

決算書14ページをお願いいたします。

建設改良につきましては、豊郷町総合地震対策計画に基づく管路耐震化工事16.67メートルを行い、重要な幹線等については、約99.9%の耐震化率となりました。また、災害によるマンホールポンプの停電対応として発電機の購入を行いました。

ページが戻りますが、決算書1ページをお願いいたします。

経営状況は、下水道事業収益3億5,749万6,492円に対し、費用は3億4,082万8,466円となり、2ページ、基本的収支につきましては、収入額4,211万1,944円、支出額1億6,150万1,539円で、不足額1億1,938万9,095円は消費税資本的収支調整額ならびに損益勘定留保資金及び預金で補てんをいたしております。

営業収益では、前年度と比較しますと420万174円の増収となりましたが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います巣籠もり需要が要因だと考えております。資本的収支については、会計方式の変更により、令和3年度決算から比較可能というふうになりますけれども、建設改良費については地震対策工事及び滋賀県流域下水道建設市町負担金が主なものとなっております。

決算書3ページをお願いいたします。損益計算では、当年度純利益2,085万9,148円のいわゆる黒字となりました。

決算書16ページをお願いいたします。企業債の概況につきましては、令和元年度におきまして、16億7,073万2,177円となっております。企業債残高に対しまして、令和2年度において、1億4,381万2,026円を償還し、新たに1,230万円を借り入れた結果、令和2年度末残高が15億3,922万151円となりました。

決算書6ページをお願いいたします。貸借対照表では、下水道事業の総資産額は51億2,975万14円、負債合計44億2,169万4,299円で、資本合計は7億805万5,715円となり、負債資本合計51億2,975万14円で貸借対照という結果となっております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

**河合議長** 次に、監査委員の審査の報告でございます。

前田広幸議員。

**前田監査委員** 監査報告をいたします。町長より提出されました令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじめ、3特別会計決算書、水道事業ならびに下水道事業の各会計決算書ならびに決算附属書類各基金の運用状況報告書について、本年8

月4日から8月6日まで、各担当課の説明を求め監査を実施いたしました。

監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また関係諸帳簿及び証拠書類と照合等に加え、本年度の監査では監査調書に基づき、債権管理、委託業務、各種団体への補助金、時間外勤務、公営改良住宅の5項目を重点的に審査を行いました。その結果、審査に付託された一般会計、特別会計、上下水道事業会計ともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合した結果、偽りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、偽りのないものと認められましたので、まずもって報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず、本町の財政状況についてですが、決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入77億7,161万9,537円、歳出74億6,800万4,968円、差引き3億361万4,569円となりました。水道事業会計の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の合計額は、収益的収入1億9,949万3,130円、収益的支出2億2,741万8,321円、資本的収入1億5,660万8,699円、資本的支出2億2,836万3,042円となりました。

下水道事業会計の収益的収入及び支出資本的収入及び支出の合計額は、収益的収入3億5,749万6,492円、収益的支出3億4,082万8,466円、資本的収入4,211万1,944円、基本的支出1億6,150万1,539円となりました。また、一般会計では、歳入61億3,504万837円、総予算額に対する収入率は94.5%、支出は58億7,366万2,484円、総予算額に対する執行率は89.5%、差引き2億6,137万8,353円でした。財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合は40.7対59.3となっております。全体としては、9億3,502万6,000円の増となっております。

自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると6.3ポイント減少しています。また、歳出において、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は17億1,330万3,000円で、歳出総額に占める割合は29.9%です。これは、前年度に比べ、2億1,589万7,000円、14.4%の増となっております。内訳としましては、前年度に対して人件費が1億3,853万4,000円、扶助費が1,441万7,000円、公債費が6,294万6,000円増加したことによるものです。投資的経費は5億4,192万5,000円で、前年度に比べ、2億8,675万円、34.6%減となっております。また、本町の財政指標では、財政力指数は0.457と前年度と比べ0.003ポイント上昇してお

ります。

経常収支比率は90.6で、前年度に比べ6.9ポイント低下したものの、経常一般財源比率は95.7で前年度に比べ1.7ポイント低下しており、依存硬直化は進んでおります。

次に、税及び税外収入の徴収についてですが、令和2年度の税収入、税外収入の滞納額は1億8,265万9,000円で、前年度と比較して1,296万1,000円減少しております。そのうち、税収入における滞納は、586万6,000円、10.6%増加しておりますが、税外収入については、1,882万7,000円、13.4%減少しております。今後も、全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思います。不納欠損処分につきましては、令和2年度に414万5,000円が執行されておりました。事務処理は適正になされてはいますが、地方税法等関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても、町の強い姿勢を示して、一層改善することを求めて報告しておきます。

28ページからの結びでは、先にも少し簡単に触れましたが、本年度の監査は5つの項目、税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応について、委託業務の契約と内容及び費用対効果について、各種団体への補助金の検証について、時間外勤務の状況について、公営住宅、改良住宅の管理修繕及び譲渡についての5つの項目に重点を置いて記載しております。

時間の関係上、この場で特にお伝えしておきたい部分に絞って報告をいたしますので、詳細についてはご一読をお願いします。

まず、税、料につきましては、貸付金の徴収状況と未納対応についてですが、町税の滞納額が共同徴収などに効果もあり、平成30年度までは、減少傾向でしたが、コロナの影響も考えられますが、令和元年度、2年度と滞納額が拡大の状況にありました。一方、国保税の滞納額は年々減少が続いており、徴収率も前年度比1.2ポイント上昇しています。税負担の公平性を確保する観点からも、今後も徴収率の維持向上に努力していただきたいと思います。また、貸付金の未納額は、減少はしているものの、徴収率は年々下がっており、2年度は4.6%に止まっていることから、抜本的な改善策を推し進めるなどしてもらいたい。

次に、時間外勤務の状況につきましては、月80時間を超える状況もあったことから、職員の健康面の観点からも、個への負担集中は回避するように取り組むとともに、行政は町長をトップに、各職員に至るまでピラミッド型の組織形成の中、業務が進められているということを強く意識して、日々の業務改善に取り組まれない。

ほかの項目につきましては、結びの記載をご覧いただきたいと思います。今回の決算を踏まえ、今後、一層、健全な財政運営を確立すべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するとともに、一層、公平・公正な徴収を進めることを求めるところでございます。

また、予算計上した事業の内容や目的について、十分理解を深め、住民への周知を図り、責任ある事業執行が行えるよう町長を先頭に、全職員が強い決意のもと、一致協力し、積極的な取組へと結びつけ、町民の期待に応える行政サービスが一層推進されることを強く求め、令和2年度会計決算における監査報告といたします。

以上でございます。

**河合議長**　ご苦労さまでした。これより審査意見について、質疑を行います。質疑はありますか。

**鈴木議員**　議長。

**河合議長**　鈴木議員。

**鈴木議員**　今、審査意見が報告されましたが、その6ページですが、歳出決算額が総予算額に対して89.5%で、翌年度繰越しが3億6,630万2,000円、前年度不用額3億8,530万ということで、不用額が前年度より非常に増えているという指摘がされています。不用額については、これまで何度か指摘をしてきたところですが、各会計別の歳入歳出に関する事項は、次表のとおりであるということで、7ページにその表がありますが、この表記で少し教えていただきたいのは、執行率が、例えば、一般会計の執行率が89.5%ですから、不用額の執行率が単純に言えば、10.5%になるんじゃないかと思うんですが、それで総計100になりますから、これ4.7%という表記になってます。

ほかの3つの特会を見ますと、これは全て総予算額に対する執行率と不用額の執行率を合計しますと100%になっています。この一般会計の執行率だけが総予算が89.5なんです、不用額のところの率も4.7%ということになっているんですが、この表記がどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

**河合議長**　山田総務課長。

**総務課長**　鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

5ページの中に翌年度繰越額というのがございまして、この部分についてがこの執行率の中に表れておりません。6ページの(3)の予算の執行状況のところ、6の一方、歳出決算額は、総予算額に対して89.5%で、翌年度繰越しは3億6,630万2,000円で、この89.5%に含まれている文書で見える

ような翌年度繰越しが、この執行率の中に含まれていないということで100%にちょっとならないということでございます。なので、来年からは、ここの表記を予算に含まれていない翌年度繰越しという表記にするのか、特別会計のこの執行状況の方で下の欄に繰越金は含まれていないとか、ちょっと分かりやすく、ちょっと表記したいと思いますので、よろしくお願いします。

**河合議長** 再質疑ありますか。

**鈴木議員** はい。

**河合議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** 不用額の分はここに表れてないというので、トータル100%にならないという説明でしたですね。ところがね、言いたいのは、この6ページの表現方法は、歳出決算額は総予算に対して89.5%で、「で」なんですよね。「で」翌年度繰越しは3億となつとる。ここ、「で」なんですよ。つまり、この「で」は、この89.5%の歳出決算額の中に含まれているという表現でしょう、これでは。「で」ですから。ちょっと変な言い方ですが。「で」ですからね。今の説明やったら、それは含まれていないという説明でしたよね。

だから、どうもそこが、だから、来年度から改善されるということですが、でも、今年度のこの決算のこの数字で、この表記でこのままではどうだろうか。これ、あくまでもう一度言いますが、「で」ですからね。課長の説明、よく分かりますが、でも、この表記だともう一度言いますが、この不用額、翌年度繰越額も、この分は含まれた89.5という表記でしょう。

だったら、ここの表記は、今年度分はこの執行率が総予算のこの89.5ならば、不用の方は、これ10.5と訂正するべきじゃないですか。

それと、この際ですので、この際というか、審査意見書の中では、不用額が非常に多いという、ずっと指摘をしておりますので、5ページにその各科目別の不用額がありますので、2の総務費から事務の教育費の不用額の中で、それぞれの不用額の中で、一番、詳細は委員会でまた質疑をさせていただきますけども、それぞれの科目の不用額の中で、一番大きかった不用額について説明をお願いいたします。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** はい、議長。

6ページのちょっと表記につきましては、検討しまして訂正させていただくようにさせていただきます。

次に、大きいところの不用額についてなんですけども、まず総務課からいきますと、決算書の31ページの需要費、これは財産管理費で役場の庁舎の管理

費でございますけれども。

はい、すみません。31ページの財産管理費の中の需要費225万8,580円、これは役場の電気代とかですので、ちょっと最終まで分かりませんので、このような不用額となっております。

あと、ちょっと、33ページの積立金、ごめんなさい、34ページですね。上の方の積立金なんですけども、25積立金については、最終までふるさと納税の分が、額が分かりませんでしたので、この2,412万6,000円ほど不用が出ているということでございます。

あと、消防費。

消防費の方でも、64ページなんですけども、施設整備費、15工事費で、施設整備費で入札の残で、162万8,000円が出ているのが主な原因となっております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

鈴木議員 いえ、だから、各担当から3から10まで。

河合議長 各担当が全部ですか。

鈴木議員 いや、だから、この科目別でチェックなので。委員会でもいいです。

河合議長 はい。ほかに質疑、ありませんか。

次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。質疑は挙手をお願いします。質疑はありませんか。

今村議員 忘れてた。

河合議長 どこですか。

今村議員 会計。一般会計じゃなくて、国民健康保険会計と介護保険会計、後期高齢者でちょっと聞きたい。

河合議長 はい、どうぞ。どっちですか。今村さん。

高橋議員 どうぞ。

河合議長 どうぞということは、高橋さんもあるということやな。

今村議員 簡単やから。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計ならびに議53号、54号ですね。令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、それと、議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計決算で、この3会計は、医療保険会計なので、医療保険と介護保険ですが、それぞれに保険料を徴収できなかった人たちに対して、資格証明書、10割窓口負担の方たちが



この3つの会計で令和2年度決算で何人いたのか。それぞれの会計で説明できると思うので、資格証明書を発行した件数、説明してください。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

議第53号の決算認定ですけれども、資格の人数ですけれども、令和3年3月末現在ですけれども、国民健康保険に関しては4人4世帯となっております。あと、介護保険と後期高齢者医療については0でございます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 いえ、結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。はい、高橋さん。

高橋議員 それでは、議第52号歳入歳出決算書につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど、審査意見書等のところでも話題になりましたけれども、ページとしましては、8ページから9ページなどになるんですけれども、いろいろな税金の徴収具合、そして不納欠損せざるを得なかった理由、収入未済額を今後どうするのかなどについて、議会に報告していただきたいと思います。

そして、今後、この2年度の取組の中で特に工夫したところとか、実績として効果があったなどの皆さんの頑張り具合もお知らせ願いたいと思います。

それから、61ページです。道路橋梁費につきまして、このような額を使つての事業をなされたんですけれども、特に歌詰橋につきましては、入札調書によりますと落札したのは株式会社カンコーというところなんです。しかし、今、本日の全協などでも説明がありましたけれども、滋賀県建築云々という事業所が施工管理をしていたというのも分かったんですけれども、この事業について、設計した人と管理者が違った背景などが分かっていたら教えてください。

以上です。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 はい。高橋議員のご質疑にお答えいたします。

幾つか言われたと思うんですけれども、2年度収入の状況、それから不納欠損の状況、それから今後の収納状況に向けての取組、また効果という話やっただと思うんですけれども。

まず、収入状況ですけれども、各税でお話しさせていただいてよろしいですかね。8ページですけれども、住民税は現年ですけれども、2.2%の収納率の増ということで、法人につきましては、前年比16.6%の減、これにつまみし

ては、コロナに関係します徴収猶予の分で落ち込んでおります。それから、固定資産税ですけれども、98.84で前年比0.54%、これにつきましても、徴収猶予が絡んでおります。次に、軽自動車税ですけれども、前年比0.29%の収納率の増でございます。たばこ税については、若干の落ち込みであります。

それから、不納欠損ですけれども、全体、全ての税ですけど、国保税を除く全ての税で56件させていただいてます。欠損事由につきましては、督促、催告、それから臨戸を実施して、再三にわたる納税指導を行ったものでありますけれども、地方税法第18条第1項に規定されている5年間の時効による徴収権の消滅及び同法15条の7第4項に規定される滞納処分の停止3年継続による徴収権の消滅に該当するものを不納欠損したものでございます。

それから、滞納処分の取組ということですから、先ほど、監査委員さんも話が出たんですけれども、27年8月から開始しました税務事務の共同化による取組を行いまして、コロナ禍においてですけれども、少しずつの成果が出ているということで考えております。今後も納付できるように納付次第、滞納者については毅然とした態度で差押処分、滞納処分を執行するなど、納期内納税されている多くの皆さんとの公平性が保てるよう、より一層の滞納整理の取組強化を行うものでございます。

以上です。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

言っていますカンコーにつきましては、設計業務を委託しております。こちらにつきましては、歌詰橋のどういうふうに行うかというふうな設計をしていただいた業者でございます。滋賀県建設技術センターにつきましては、積算施工管理の方をお願いしています。こちらにつきましては、工事につきまして、適正に工事されているかというような管理をしていただいているのと、その設計に基づいて積算をしていただいている業者になります。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、道路橋梁費につきまして、再質疑をさせていただきます。

2つに分かれているというのは、今、説明を受けて分かったんですけれども、この数字が出てますよね。それでは、この株式会社カンコーが請け負ったのはどの部分で幾ら、そして、今、初めて聞いた名前ですのでちょっと言えません

けど、滋賀県建設事業センターですか、そういうところは、この中で幾ら支払うことになっていたのか、そして、実際、どうだったのかというのを教えてください。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

カンコーの当初の歌詰橋の設計につきましては、もうすでに済んでおりますし、令和2年度の決算に載っておりますのは、歌詰橋既設の耐震補強の修正設計業務につきましては上がっております。こちらにつきましては、額は973万5,000円となっています。滋賀県建設技術センターにつきましては、繰越しをしておりますので、2年度の決算書には上がっておりません。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再々質疑をさせていただきます。

決算には上がってないんですけど、今、現在進行形でお仕事をしていただいておりますので、幾らでその技術センターは仕事をしてくださってるのか教えてください。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質疑にお答えをいたします。

今現在、契約させていただいておりますのは、契約額で220万円です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第52号令和2年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第53号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び議第55号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを文教民生常任委員会に、議第56号令和2年度豊郷町水道事業会計決算認定について、及び議第57号令和2年度豊郷町下水道事業会計決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第 5 2 号を予算決算常任委員会に、議第 5 3 号、議第 5 4 号及び議第 5 5 号を文教民生常任委員会に、議第 5 6 号及び議第 5 7 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第 2 5、意見書第 1 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題といたします。

西澤博一議会運営委員長、提案理由の説明を求めます。

西澤博一議会

運営委員長 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議会

運営委員長 意見書第 1 号豊郷町議会、議長、河合勇様、提出者、豊郷町議会運営委員会、委員長、西澤博一。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び豊郷町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書、新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に追われており、このためには、地方税財源の充実は不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 1 において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大する現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来

国庫補助金等により対応すべきものであり、今回に限り、その措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長を断じて行わない事。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として、地方に税源の配分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月6日。

滋賀県犬上郡豊郷町議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上です。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって意見書第1号は原案どおり可決されました。

なお、意見書第1号は、豊郷町議会として関係機関へ送付いたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時37分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年9月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員